

放射線治療または化学療法を予定または行っている患者の場合

放射線治療または
化学療法を
実施する科

連携する歯科医療機関

- ・口腔機能管理の必要性を説明
 - ・連携システムの説明と同意
 - ・連携歯科医療機関の決定
- 口腔管理依頼書の作成
診療情報提供料

01 [医科→歯科 依頼書 \(同PC用\)](#)

放射線治療または化学療法を実施する科は連携する歯科医療機関に依頼

病院歯科で管理計画書を作成・
策定料を算定し、後に連携する
歯科へ口腔管理依頼することも
可

口腔診査・治療方針の策定
管理計画書の作成

- 周術期口腔機能管理計画策定料 300点
- 02 [紹介元への返書 \(詳細版\) \(簡易版\)](#)
- 03 [周術期口腔機能管理計画書 \(同PC用\)](#)

放射線治療
または
化学療法開始

必要に応じて病状などを相互に
情報提供する

- 周術期口腔機能管理料Ⅲ 190点
↓ 放射線治療または化学療法を
開始した月から月1回に限り算定可
 - 04 [周術期口腔機能管理報告書 \(同PC用\)](#)
- 管理報告書は前回の提供日から起算して
3月を超える日までに1回以上提供